

平成24年度長崎県食品ウォッチャー第1回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成24年度第1回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、144名（女性：134名 男性：10名）

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関する監視活動を行い、問題があった場合に情報提供

監視活動の結果について定期的報告（年間3回）

県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加

3 活動結果

食品表示等に関する情報提供内容

件数26件（平成24年5月～平成24年11月30日）

食品分類					情報区分					結果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
4	1	4	15	2	15	0	1	0	10	14	1	11

第1回定期報告の概要（11月30日現在）

調査期間	平成24年5月～8月31日
調査店舗数	延べ9,523店舗
調査食品数	延べ58,749点（生鮮食品28,188、加工食品30,561）

研修会の開催

第1回（平成24年5月8日～5月30日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者73名

第2回（平成24年9月13日～11月7日）

県内9カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、上五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者77名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

4 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
<p>大根漬けの原材料名欄に食品添加物の記載がもれているのではないか。</p>	<p>製造者は、市販の『たくわん漬の素』を使用して製造していましたが、知識不足のため、添加物も使用しているとの認識がありませんでした。適正な表示をするよう製造者を指導しました。</p>
<p>無人販売所のネット入り鶏卵に、賞味期限の表示がない。</p>	<p>無人販売所での販売の際にも表示は必要です。採卵者名、採卵者住所にも不備がありましたので、このことについてもあわせて適正な表示をするよう事業者を指導しました。</p>
<p>辛子明太子の保存方法の欄に、「要冷蔵(10以下)」と記載されているにもかかわらず、冷蔵庫の外に置いて販売されていた。</p>	<p>要冷蔵(10以下)という保存方法を守ることが、この製品の賞味期限を担保する条件ですから、表示されているとおりに販売を行うよう販売事業者を指導しました。</p>
<p>まんじゅうに内容量の記載がない。</p>	<p>商品の形態について確認したところ、ビニール袋入りで、まんじゅうの個数(3個)が明らかに確認できる状態のものでした。内容量を外見上容易に識別できる場合は、内容量の表示を省略することができます。ただし、計量法で定められた「特定商品」については、省略することができません。(食品表示ハンドブック96～97ページをご参照ください。)</p>
<p>シュークリームの原材料名「乳等を主要原料とする食品」とは具体的には何か。もっとわかりやすく表示することはできないのか。</p>	<p>「乳等を主要原料とする食品」とは、一般的な乳製品の名称で言い表すことができないものであって、乳等省令によって定められています。加工食品のアレルギー表示制度による乳アレルギーのための表示です。</p>
<p>店舗の天井に黒カビが生えていて衛生的でない。</p>	<p>事業者に、衛生面についてきちんとするよう指導しました。天井を改修するとの回答がありました。</p>